

## 橿原市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項前段の規定により、財政援助団体等監査の結果報告について（令和6年1月31日付け橿監第7号）に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項後段の規定により当該措置の内容を公表します。

令和6年3月14日

橿原市監査委員 久保田 幸治  
橿原市監査委員 中 西 達 也  
橿原市監査委員 高 橋 圭 一



檀人教第3360号  
令和6年3月14日

檀原市監査委員 各位

檀原市長 亀田 忠彦

### 財政援助団体等監査の結果報告に対する措置について

令和6年1月31日付檀監第7号において指摘された事項について、是正措置を講じ、又は必要な指導を行いましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置又は指導の内容を通知いたします。

是正又は改善が必要な事項

#### 1. 臨時休業賃金及び処遇改善手当の不支給について

##### 【指摘事項】

運営協議会が独自に定める檀原市放課後児童クラブ運営協議会職員の給料等の支給に関する細則第14条において「所定労働日に職員を当日に臨時休業させたときは、休業1日につき労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第12条に規定する平均賃金の6割を支給する。ただし、1日のうちの一部を休業させたときは、労基法第26条に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。」と規定されている。

しかしながら、台風等による警報発令、新型コロナウイルス感染症の感染予防又は閉所時刻の繰上げにより、所定労働日の当日に1日又は1日のうちの一部を休業させた際、一部の支援員からの臨時休業賃金の受取辞退の意向を受け、本来支払うべき臨時休業賃金33,060円及び当該賃金に附随する処遇改善手当2,268円を支払っていなかった。

##### 【措置内容】

臨時休業賃金及び処遇改善手当の支給については、細則に定めるところにより正確かつ厳密に行われるべきものと認識しています。手当支給の趣旨や勤務状況の把握・集計及び報告の方法等について、適正化に努めます。

不支給分については、当該支援員にあらためて手当支給について説明し、令和6年1月15日付け追加支給を行いました。

#### 2. 労働条件の不明示について

##### 【指摘事項】

労基法第15条第1項において、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃

金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」と規定されている。

しかしながら、運営協議会が独自に定める檀原市放課後児童クラブ運営協議会職員就業規約第2条第2項において規定されている正規職員を雇用した際、当該職員に対し労働条件の明示を行っていなかった。

**【措置内容】**

当該職員に対して、令和6年1月4日付け「正規職員労働条件通知書」を交付し、労働条件の明示を行い、これまでの合意内容に相違がないことを確認しました。

今後は、関係法令を遵守し、雇用手続きを適正に行います。

### 3. 補助対象経費の非該当について

**【指摘事項】**

運営補助金について、補助金を充当することができる経費は、檀原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱（平成25年檀原市告示第95号）別表において規定されている。このうち、食糧費については、令和3年3月に定められた檀原市補助金等の執行手続きに係る統一的な取扱基準である「補助金等取扱基準」において、会議や研修講師のお茶代等に限定されており、運営協議会が支出した食糧費1,296円はこれに該当せず、したがって補助対象経費ではない。

**【措置内容】**

補助金交付の申請等に当たっては、檀原市の「補助金等取扱基準」に基づき、補助対象事業に係る経費であることを十分に検証しながら、審査を適切に行うよう徹底します。

ご指摘をいただいた事案について、当課と財政援助団体の間で経緯や経過を精査した結果、補助対象経費とすることは不適切であるとの結論に至り、運営協議会に対して当該金額の返還を求めることといたしました。

よって、当該食糧費に係る金額を令和4年度の補助対象経費から除外するため、令和6年2月14日付け、4年度の確定後補助金の一部取消し、及び、返還期日を定めた返還命令を発出し、令和6年3月5日付け、当該返還金を収受しました。

### 4. 収支予算書及び収支決算書について

**【指摘事項】**

檀原市補助金等交付規則（平成15年檀原市規則第3号）第4条及び第11条において補助金交付手続きに必要な添付書類として規定されている収支予算書及び収支決算書（以下「収支予算書等」という。）は、運営協議会の収支全体を明らかにして記載すべき書類である。監査の結果、前年度以前からの繰越金が542,933円あることが判明したが、運営補助金に係る収支予算書等に当該繰越金が記載されていなかった。

運営協議会においては、決算時における資金残額の管理が不十分で、繰越金があることを把握しておらず、収支予算書等に繰越金を計上していなかった。

市所管課においては、補助金の交付にあたって運営協議会の収支全体を十分に把握しておらず、収支予算書等に繰越金の記載がないことを運営協議会に対し指導していなかった。

**【措置内容】**

繰越金につきましては、運営協議会で調査したところ、令和3年度から4年度にかけてのものではなく、令和2年度以前の繰越金であることが判明しました。

今後は、年度末の預金残高と収支予算書等に記載する金額の突合を行い、繰越金が発生した際には、誤りがないよう計上するとともに適正な管理を行います。

所管課といたしましては、補助金交付に係る実績報告書等の精査において、運営協議会の収支全体を十分に把握し、再発防止に努めます。

把握できていなかった繰越金については、令和5年度の運営協議会の「雑入」として取り扱い、令和5年度運営補助金の実績報告において、繰越金相当額を減額した金額で確定させることとします。

## 5. 補助対象経費の確認不足について

**【指摘事項】**

運営協議会が管理する経費には、運営協議会の運営費と加盟放課後児童クラブの活動費があり、運営協議会の運営費には運営補助金が、加盟放課後児童クラブの活動費には樫原市放課後児童健全育成事業補助金（以下「事業補助金」という。）が充当される。補助金交付にあたっては、各経費がそれぞれの補助対象となる経費であるかどうかについて、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど、十分に確認する必要がある。しかしながら、運営補助金の補助対象経費と、事業補助金の補助対象経費が一部混在しており、十分な確認がなされていなかった。

**【措置内容】**

今後は、それぞれの交付要綱に則った補助事業が適正に執行されるよう、補助対象経費の内容を的確に把握し、証拠書類や聞き取り等による確認を徹底します。